

印鑑登録

代理人が申請する場合

病気やその他、やむをえない理由により登録者本人が窓口に来られない場合、登録者本人による自署で「代理人選任届」を作成のうえ、代理人による登録が可能です。

代理人申請による手続きの場合、即日登録はできません。

代理人は下記のものを持参し、窓口に来庁してください。

- ① 本人の登録する印鑑
- ② 代理人の印鑑（認印可、ただしゴム印は不可）
- ③ 代理人選任届（登録者本人による自署 ※裏面にあります）

申請受付後、登録者本人の意思確認をするため、登録者のご自宅（住民票に登録されている住所地）へ「照会書」を郵送します。（通常2～3日の期間が必要です。）

郵送された「照会書」の「回答書」欄へ、登録申請した印鑑を押印し必要事項を記入のうえ、代理人にお渡しください。

代理人は下記のものを持参し、再度窓口に来庁していただきます。

- ① 本人の登録する印鑑
- ② 本人の本人確認書類1点（健康保険証・年金手帳など）
- ③ 代理人の印鑑（登録申請時と同じ印）
- ④ 代理人の本人確認書類1点（運転免許証・健康保険証など）
- ⑤ 回答書（登録者本人による自署および押印）

※本人確認書類は、原本のみ有効です。

1ヶ月以内に手続きされない場合、回答書は無効となりますのでご注意ください。

書類審査の結果、本人確認ができた場合に印鑑登録されます。

お問い合わせ先

磐田市役所市民課 ☎ 0538-37-4816